

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業（ひとり親世帯分）について

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

2 給付対象見込数

- (1) 令和3年（2021年）4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（1,362人）
- (2) 公的年金給付等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）（63人）
- (3) 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者（121人）

3 給付額

児童1人につき5万円

4 給付スケジュール

- ・ 2（1）の対象者（申請不要）
 - 4月 対象者抽出
 - 5月11日（児童扶養手当定時支給日）支給
- ・ 2（2）及び（3）の対象者
 - 4月～ ホームページ等による周知、申請受付開始
 - 5月～ 申請書類審査後給付

5 補正予算額

事業費 123,355千円

（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（国10/10））

《内訳》

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 | 117,750千円 |
| 会計年度任用職員給与費 | 204千円 |
| システム関係費等 | 5,401千円 |

6 その他

ひとり親家庭以外の低所得の子育て家庭への支援については、今後、国の制度設計の詳細が判明次第予算化し、直近の所得情報に基づく申請により、早期に支給する予定